

単 価 契 約 書 (案)

- 1 契約業務 愛媛県新生児マススクリーニング検査業務
- 2 契約単価 1件あたり _____円 (消費税及び地方消費税の額を含まず。)
- 3 契約期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

上記について愛媛県 (以下「甲」という。) とし、 _____
(以下「乙」という。) を乙として、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 甲は、別添「愛媛県新生児マススクリーニング検査実施要綱」(以下「要綱」という。) に基づく新生児マススクリーニング検査 (以下「業務」という。) を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(業務の実施方法)

第3条 乙は、要綱及び別添「愛媛県新生児マススクリーニング検査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) に基づき、業務を実施するものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、 _____円とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、乙が、再委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に申請し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実施状況報告及び検査)

第8条 乙は、毎月の業務実施状況を、翌月10日までに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

(委託料の請求及び支払)

第9条 乙は、前条第2項の検査終了後、委託料の支払を甲に請求するものとする。

2 請求金額は、契約単価に検査実績件数を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額(円未満切捨て)とする。

3 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第10条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等(暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。)から不当要求行為(不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

3 乙は、前2項の秘密の保持について、業務従事者に周知し徹底させなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

(3) 委託期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき

- (4) 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき
 - (5) 正当な理由なく、甲の指示に従わないとき
 - (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - カ 再委託契約又は資材等の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - キ アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき
- 2 翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。
- 3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、解除された日の属する月の前月までに履行終了した委託料をその期間の月数で除して得た 1 ヶ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を前項の違約金に充当するものとする。

(事情変更による契約の変更)

第 15 条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約単価その他の契約内容を変更することができる。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛 媛 県
知 事

乙

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。